

(捜 一) 第 6 2 号
(捜 二、防、備 二、指 合 同)
昭 和 5 0 年 1 2 月 2 5 日

本 部 各 部 課 長
各 警 察 署 長 殿

項 目 コー ド	K 0 1 0 0
保 存 期 間	長 期
廃 棄 年 月 日	
担 当 係	指 導 係

三 重 県 警 察 本 部 長

任意提出書に記載する提出者名義等の記載方法について (例 規 通 達)

みだしのことについて津地方検察庁から依頼があり、今後下記のとおり実施することとしたので誤りのないようされたい。

記

会社、官公庁その他の団体から証拠物を提出させる場合、任意提出書の名義は、提出者個人の住所、氏名を表示するのではなく、会社、官公庁その他の団体の事務所の所在地及びその名称、所属部課、役職名等肩書を付した提出者の氏名を表示すること。

(理 由)

- 1 会社、官公庁その他の団体の業務に関し保管している物を提出する場合に、個人名を表示する取扱いには疑問がある。
 - 2 押収物を還付、仮還付する際、提出者が転勤、辞職等の場合にも容易に後任者に還付、仮還付ができる。
- 等による。